

特定非営利活動法人 東松島市芸術文化振興会 会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東松島市芸術文化振興会（以下、「振興会」という）会員の入会、会費、退会等の規約を定め、もって会員相互の理解を深め、芸術文化の振興を図る。

(適用範囲)

第2条 会員とは、個人・団体（法人含む）が本会員規約を承認の上、入会を申し込み、振興会理事長が入会を認めた者をいいます。

(会員種別)

第3条 会員の種別は、以下の通りとします。

- (1) 正会員：振興会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員：振興会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2 正会員の種別は、次の通りとします。

- (1) 個人正会員：振興会の目的に賛同し、活動全般に関わるために入会する個人
- (2) 団体正会員：振興会の目的に賛同し、活動全般に関わるために入会する団体

3 賛助会員の種別は、次の通りとします。

- (1) 個人賛助会員：振興会の活動を賛助するために入会する個人
- (2) 団体賛助会員：振興会の活動を賛助するために入会する団体

(入会申込)

第4条 会員になろうとする者は、本規約を承諾の上、振興会所定の入会申込書によって入会を申し込みます。

2 振興会理事長は、申し込みがあれば原則として入会を認めます。ただし、正当な理由を付記して本人に通知した上で、入会を拒否する場合があります。

(入会金納入)

第5条 入会を希望する者は、振興会に対して次の各号に定める入会金を納入します。

- (1) 個人正会員：1,000円
- (2) 団体正会員：2,000円
- (3) 賛助会員：0円

2 入会金は初年度入会時のみとし、次年度会員継続時不要とします。ただし、次年度途中で継続手続された場合、新規加入の取扱いとみなし、入会金を納入いただきます。賛助会員の申込をされる個人及び団体は初年度及び途中継続手続きでも入会金不要です。

(会費納入)

第6条 会員になろうとする者は、次の各号に定める会費を納入します。

- (1) 個人正会員 : 年額 1 口 2,000 円
- (2) 団体正会員 : 年額 1 口 5,000 円
- (3) 個人賛助会員 : 年額 1 口 3,000 円
- (4) 団体賛助会員 : 年額 1 口 5,000 円

2 すべての種別会員は会費の申込口数が複数になっても構いません。

(資格取得)

第7条 会員資格は、初年度のみ入会申込及び入会金並びに会費納入が完了した翌日から、会員となった日が含まれる振興会の事業年度の末日（3月31日）までといたします。

2 継続会員の資格は、前項に定める期間中に次年の会費を納入することで、継続申し込みの手続きに代えることとします。

(会員特典及び権利)

第8条 振興会は、正会員に対して、振興会の活動・事業について参加機会や各種情報を提供するように努めます。

2 振興会は、賛助会員に対して、振興会活動・事業について各種情報を提供するように努めます。

3 正会員は総会の議決権があります。ただし、第6条第2項の規定に関わらず、1議決権となります。

(会員資格譲渡等の禁止)

第9条 会員は、会員資格を譲渡・貸与・売買することはできません。

2 会員は、会員資格を第三者に利用させることはできません。ただし、団体会員は団体の構成員に資格の利用を認めます。

(資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失します。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 個人会員本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、除名することができます。この場合、当該会員に弁明の機会を与えます。

(1) 法令、または振興会の定款または本規約等に違反したとき。

(2) 振興会の名誉を傷つけ、または振興会の目的に反する行為をしたとき。

(退会)

第11条 会員は、振興会理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(変更届出)

第 12 条 会員は、振興会への届出内容に変更があった場合、速やかに変更届出をしてください。

2 前項の届出がないことや届出が遅れたことによる会員の不利益に対して、振興会は一切責任を負いません。

(会費等の不返還)

第 13 条 すでに納入された入会金、会費及びその他の金品は返還しません。

附 則

(施行期日)

1 本会員規則は、2014 年 4 月 1 日より施行します。